

平成15年度

食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査
Information 農林水産省大臣官房情報課

平成16年2月24日公表

プレジャーボートによる水産動植物の採捕に関する意向調査結果

（この調査は、平成16年1月上旬から1月下旬にかけて、漁業者 3,000名に対し実施し、1,604名の回答を得た。）

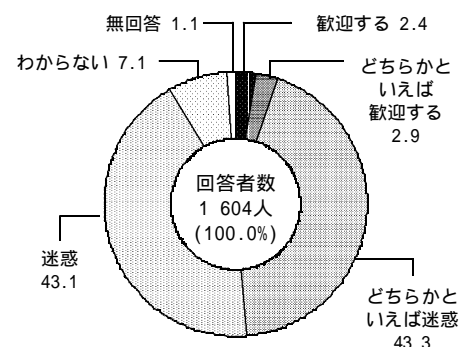
調査結果の概要

1 プレジャーボートによる採捕活動に関する意識

- プレジャーボートによる採捕活動は「迷惑」が9割 -

プレジャーボートを使用して水産動植物を採捕（以下「プレジャーボートによる採捕活動」という。）する者をどう考えるかは、「迷惑」が43.1%、「どちらかといえば迷惑」が43.3%となっており、両者を合わせた「迷惑」が9割を占めている。

図1 プレジャーボートによる採捕活動に関する意識

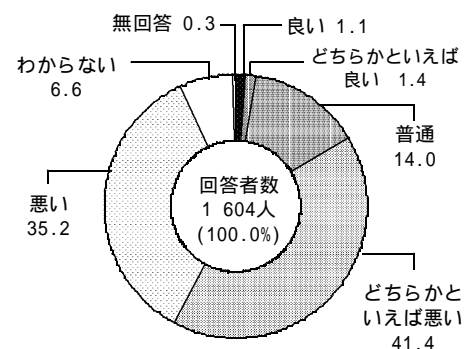


2 プレジャーボートによる採捕活動者のマナーに対する意識

- プレジャーボートによる採捕活動者のマナーは「悪い」が8割 -

プレジャーボートによる採捕活動者のマナーをどう考えるかは、「悪い」が35.2%、「どちらかといえば悪い」が41.4%となっており、両者を合わせた「悪い」が8割を占めている。

図2 プレジャーボートによる採捕活動者のマナーに対する意識

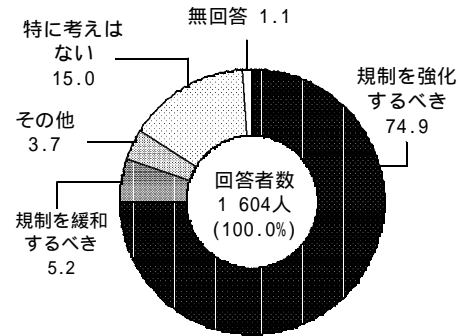


3 プレジャーボートによる採捕活動の規制に関する意識

- プレジャーボートによる採捕活動に対し「規制を強化すべき」が7割 -

プレジャーボートによる採捕活動の規制をどう考えるかは、「規制を強化すべき」が74.9%を占めている。

図3 プレジャーボートによる採捕活動の規制に関する意識

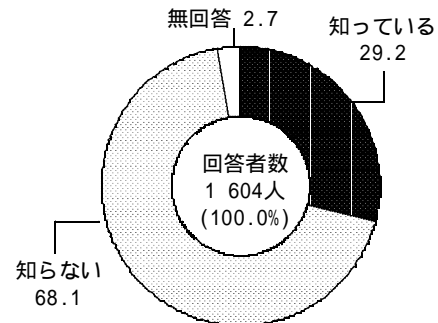


4 規制に関する認知度

- 漁業者の7割は、規制が可能なことを「知らない」 -

都道府県の漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、プレジャーボートによる採捕活動への規制が可能なことを知っているかは、「知っている」が29.2%、「知らない」が68.1%となっている。

図4 規制に関する認知度



解 説

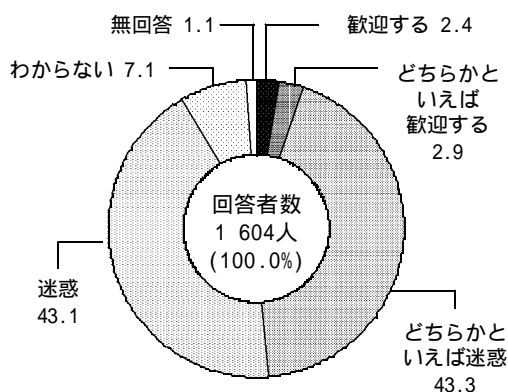
1 プレジャーボートによる採捕活動に関する意識

- プレジャーボートによる採捕活動は「迷惑」が9割 -

(1) プレジャーボートによる採捕活動者をどう考えるかは、「迷惑」が43.1%、「どちらかといえば迷惑」が43.3%となっており、両者を合わせた「迷惑」が9割を占めている。

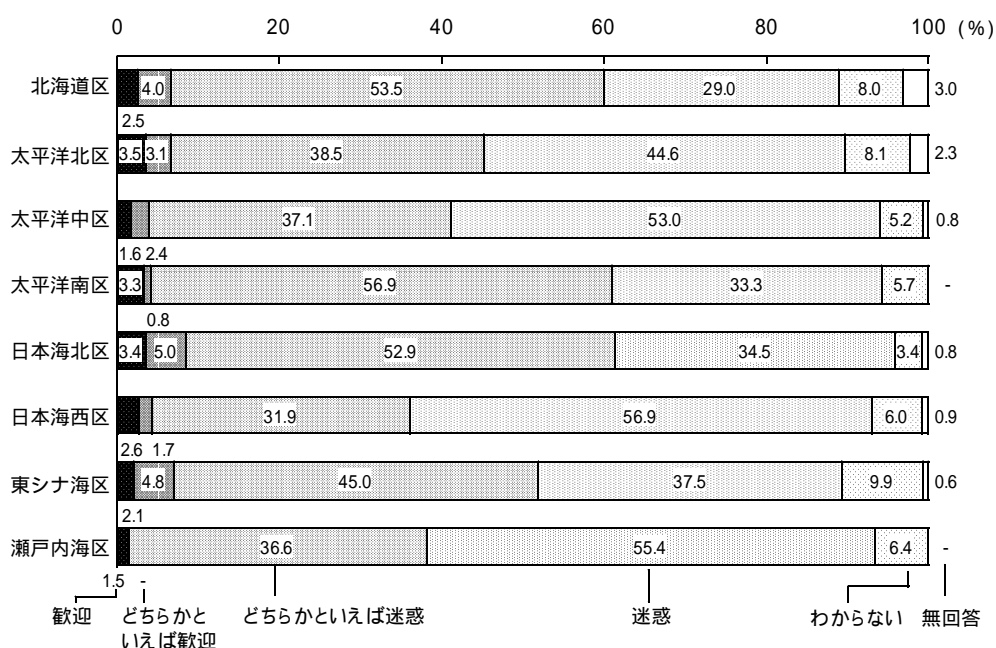
一方、「歓迎する」は2.4%、「どちらかといえば歓迎する」は2.9%となっている。

図5-1 プレジャーボートによる採捕活動に関する意識



(2) これを大海区別にみると、「迷惑」は、「日本海西区」が56.9%と最も高く、次いで「瀬戸内海区」が55.4%、「太平洋中区」が53.0%となっている。

図5-2 大海区別



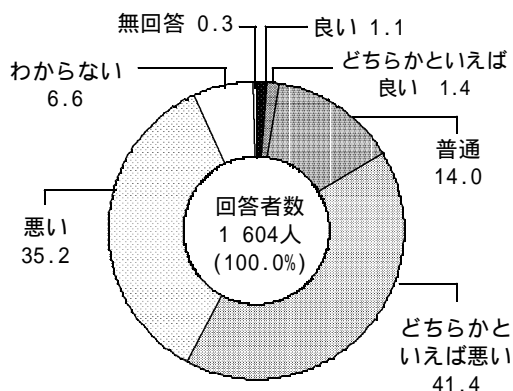
2 プレジャーボートによる採捕活動者のマナーに対する意識

- プレジャーボートによる採捕活動者のマナーは「悪い」が8割 -

(1) プレジャーボートによる採捕活動者のマナーをどう考えるかは、「悪い」が35.2%、「どちらかといえば悪い」が41.4%となっており、両者を合わせた「悪い」が8割を占めている。

一方、「良い」は1.1%、「どちらかといえば良い」は1.4%、また、「普通」は14.0%となっている。

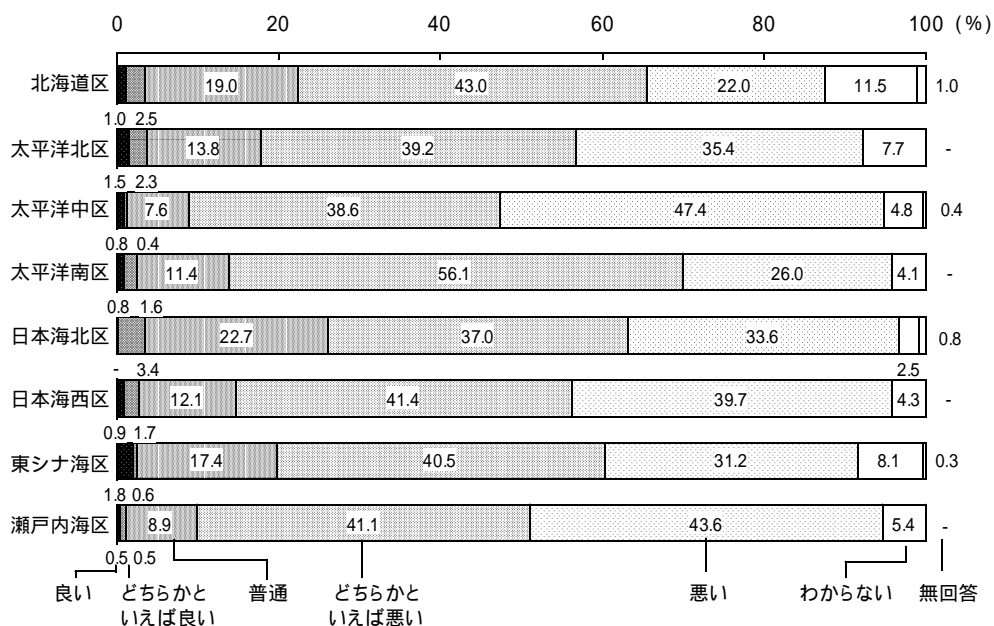
図6-1 プレジャーボートによる採捕活動者のマナーに対する意識



(2) これを大海区別にみると、「悪い」は、「太平洋中区」が47.4%と最も高く、次いで「瀬戸内海区」が43.6%となっている。

なお、「普通」は、「日本海北区」が22.7%、「北海道区」が19.0%、「東シナ海区」が17.4%となっている。

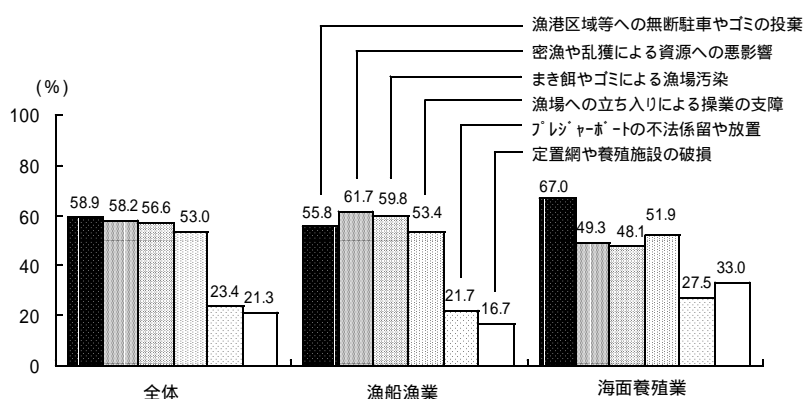
図6-2 大海区別



(3) また、マナーが悪いと考える理由を漁業種類別にみると、漁船漁業では、「密漁や乱獲による資源への悪影響」が61.7%と最も高く、次いで「まき餌やゴミによる漁場汚染」が59.8%、「漁港区域等への無断駐車やゴミの投棄」が55.8%、「漁場への立ち入りによる操業の支障」が53.4%となっている。

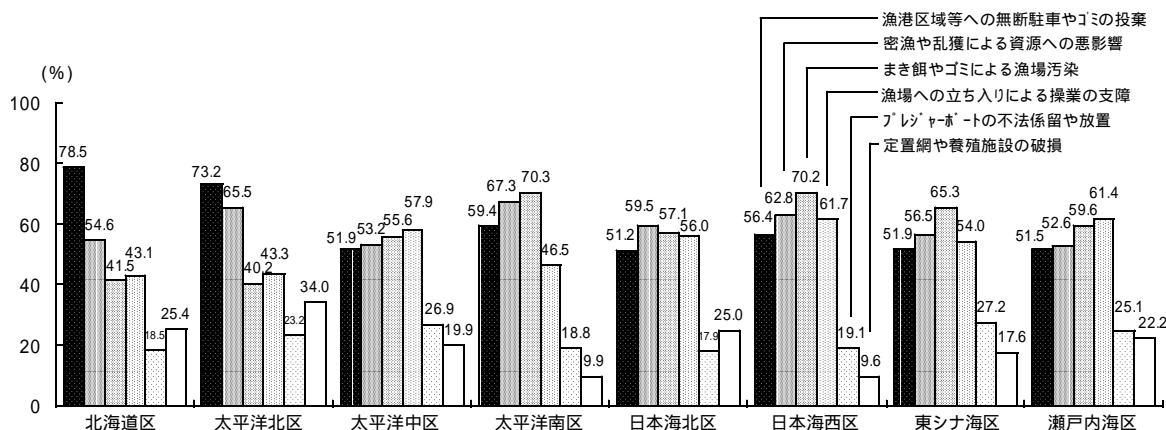
一方、海面養殖業では、「漁港区域等への無断駐車やゴミの投棄」が67.0%と最も高く、次いで「漁場への立ち入りによる操業の支障」が51.9%、「密漁や乱獲による資源への悪影響」が49.3%、「まき餌やゴミによる漁場汚染」が48.1%となっている。

図6-3 マナーが悪い主な理由（漁業種類別）
（複数回答）



(4) これを大海区別にみると、「北海道区」及び「太平洋北区」では、「漁港区域等への無断駐車やゴミの投棄」が、「太平洋中区」及び「瀬戸内海区」では、「漁場への立ち入りによる操業の支障」が、「太平洋南区」、「日本海西区」及び「東シナ海区」では、「まき餌やゴミによる漁場汚染」が、「日本海北区」では、「密漁や乱獲による資源への悪影響」が、それぞれ高くなっている。

図6-4 大海区別（主な理由）
（複数回答）



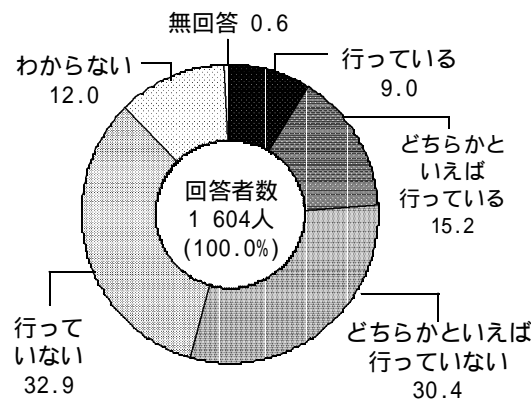
3 漁協によるマナーの周知活動に対する意識

- 漁協はマナーに関する周知活動を「行っていない」が6割 -

プレジャーボートによる採捕活動者に対して、漁協はマナーに関する周知活動を行っていると思うかは、「行っていない」が32.9%、「どちらかといえば行っていない」が30.4%となっており、両者を合わせた「行っていない」が6割を占めている。

一方、「行っている」は9.0%、「どちらかといえば行っている」は15.2%となっている。

図7 漁協によるマナーの周知活動に対する意識



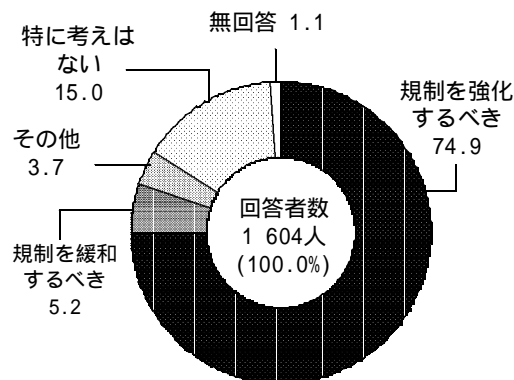
4 プレジャーボートによる採捕活動の規制に関する意識

- プレジャーボートによる採捕活動に対し「規制を強化すべき」が7割 -

(1) プレジャーボートによる採捕活動の規制をどう考えるかは、「規制を強化すべき」が74.9%を占めている。

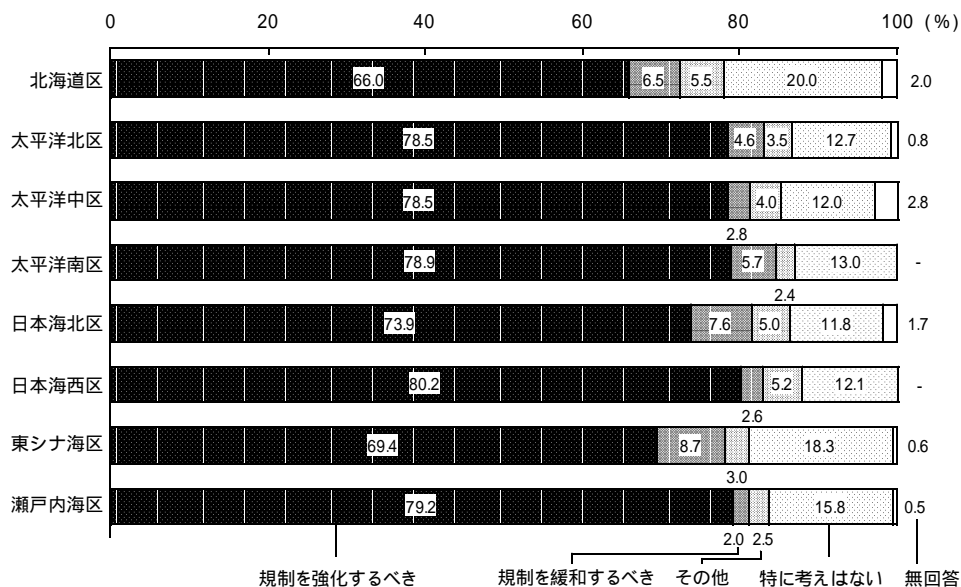
一方、「規制を緩和すべき」は5.2%、「その他」は3.7%、「特に考えはない」は15.0%となっている。

図8-1 プレジャーボートによる採捕活動の規制に関する意識



(2) これを大海区別にみると、すべての海区において「規制を強化すべき」が最も高くなっている。

図8-2 大海区別

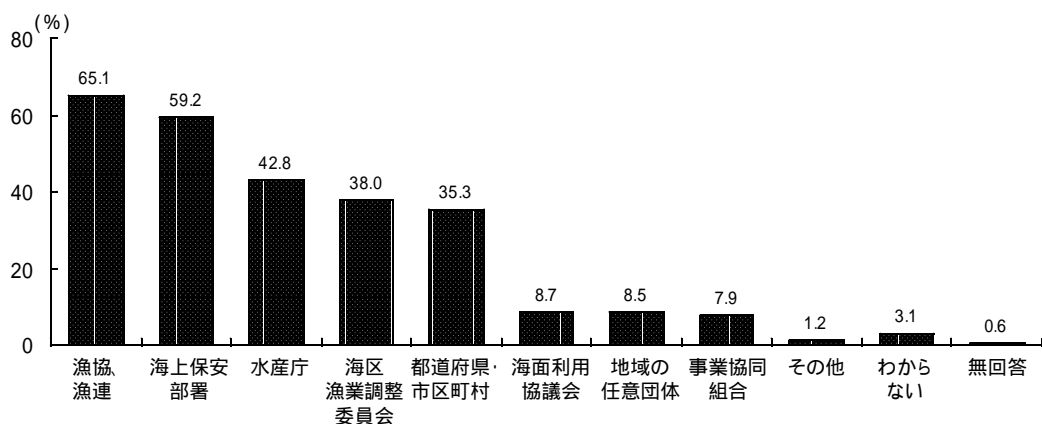


5 トラブル解決に関する調整を行うべき機関

- トラブル解決に関する調整を行うべき機関は「漁協、漁連」が7割 -

プレジャーボートによる採捕活動と漁業とのトラブル解決や現状改正等の規制に関する調整を行う主体は、どの機関が適当と考えるかは、「漁協、漁連」が65.1%と最も高く、次いで「海上保安部署」が59.2%、「水産庁」が42.8%、「海区漁業調整委員会」が38.0%、「都道府県・市区町村」が35.3%となっている。

図9 トラブル解決に関する調整を行うべき機関
(複数回答)

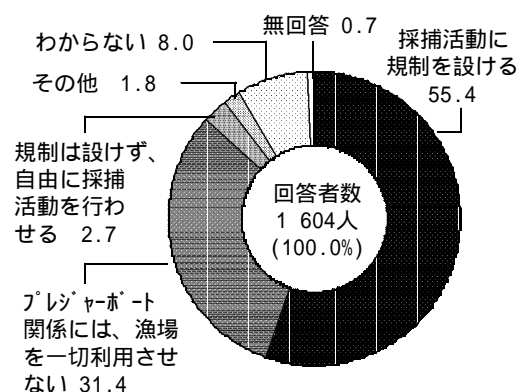


6 望ましいと考える規制のあり方

- プレジャーボートによる採捕活動に対し「規制を設ける」が6割 -

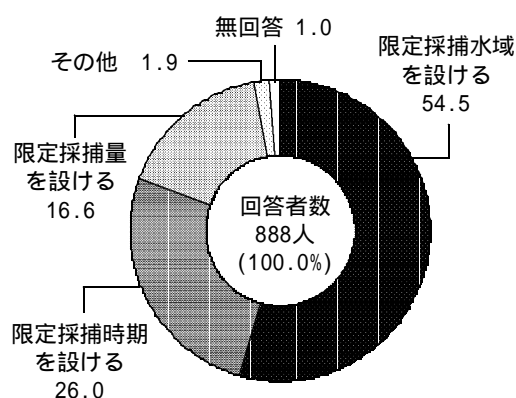
- (1) プレジャーボートによる採捕活動と漁業との関係で、望ましいと考える規制のあり方は、「採捕活動に規制（量、水域、時期等）を設ける」が55.4%、「プレジャーボート関係には、漁場を一切利用させない」が31.4%、「規制は設けず、自由に採捕活動を行わせる」が2.7%、「その他」が1.8%となっている。

図10-1 望ましいと考える規制のあり方



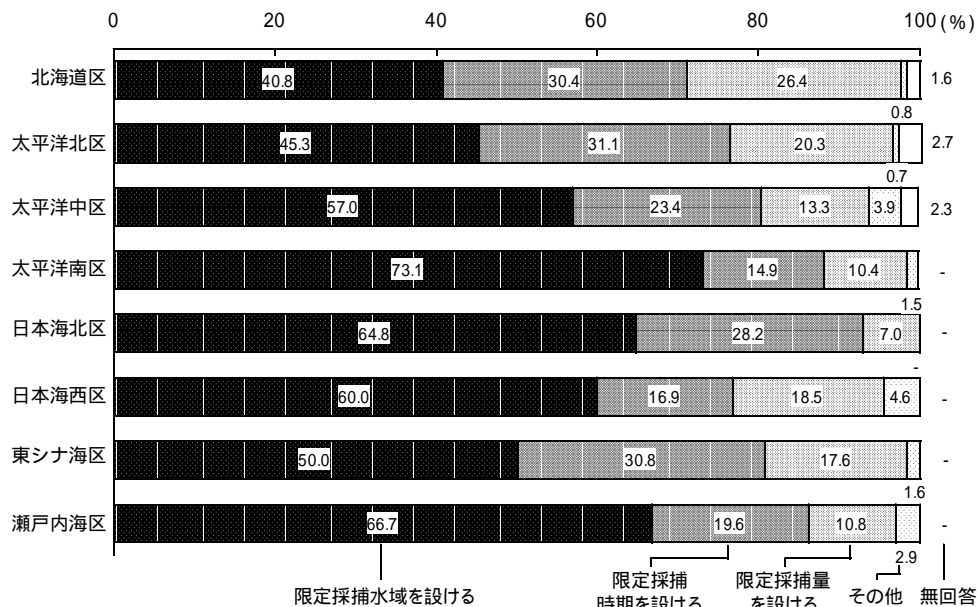
- (2) 「採捕活動に規制（量、水域、時期等）を設ける」のうち、必要と思う規制内容は、「採捕活動が可能な限定採捕水域を設ける」が54.5%と最も高く、次いで「採捕活動が可能な限定採捕時期を設ける」が26.0%、「採捕活動が可能な限定採捕量を設ける」が16.6%、「その他」が1.9%となっている。

図10-2 必要な規制内容



(3) これを大海区別にみると、すべての海区において「採捕活動が可能な限定採捕水域を設ける」が最も高く、特に「太平洋南区」では73.1%、「瀬戸内海区」では66.7%、「日本海北区」では64.8%となっている。

図10-3 大海区別

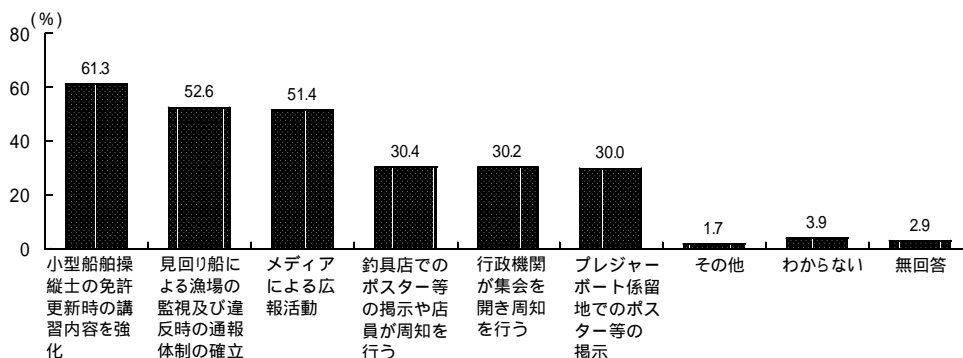


7 水産資源を適正かつ持続的に利用するために必要な取組み

- 「小型船舶操縦士免許更新時のマナー啓発に関する講習内容を強化」が6割 -

プレジャーボートによる採捕活動者が水産資源を適正かつ持続的に利用するために必要と考える取組みは、「小型船舶操縦士の免許更新時に行うマナー啓発に関する講習の内容を強化する」が61.3%と最も高く、次いで「見回り船による漁場の監視及び違反時の通報体制の確立」が52.6%、「メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）による広報活動」が51.4%となっている。

図11 水産資源を適正かつ持続的に利用するために必要な取組み（複数回答）

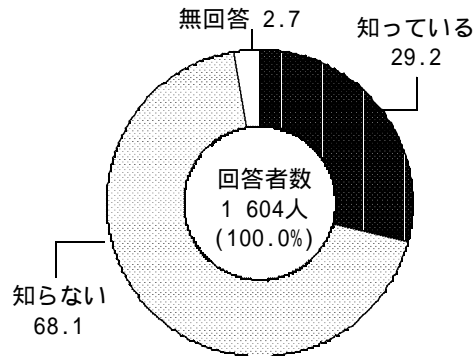


8 規制に関する認知度

- 漁業者の7割は、規制が可能なことを「知らない」 -

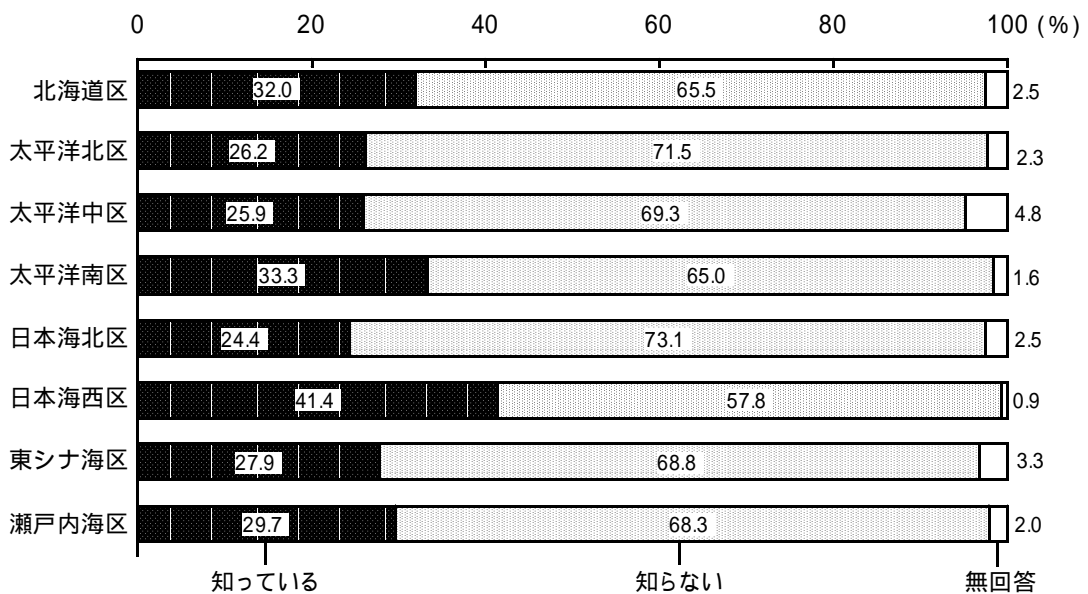
- (1) 都道府県の漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、プレジャーボートによる採捕活動への規制が可能なことを知っているかは、「知っている」が29.2%、「知らない」が68.1%となっている。

図12-1 規制に関する認知度



- (2) これを大海区別にみると、すべての海区において「知らない」が最も高く、特に「日本海北区」では73.1%、「太平洋北区」では71.5%となっている。なお、「日本海西区」では、「知っている」が41.4%となっている。

図12-2 大海区別

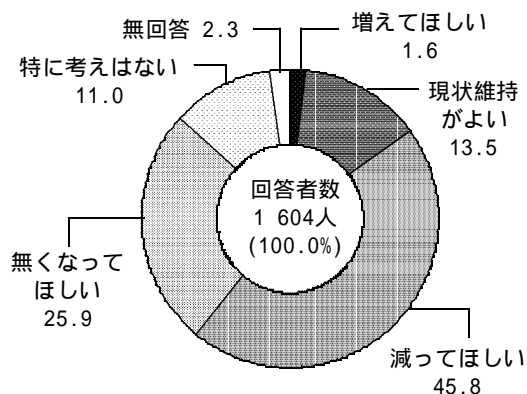


9 操業海域におけるプレジャーボートの隻数に関する意識

- 操業海域におけるプレジャーボートの隻数は「減ってほしい」が5割 -

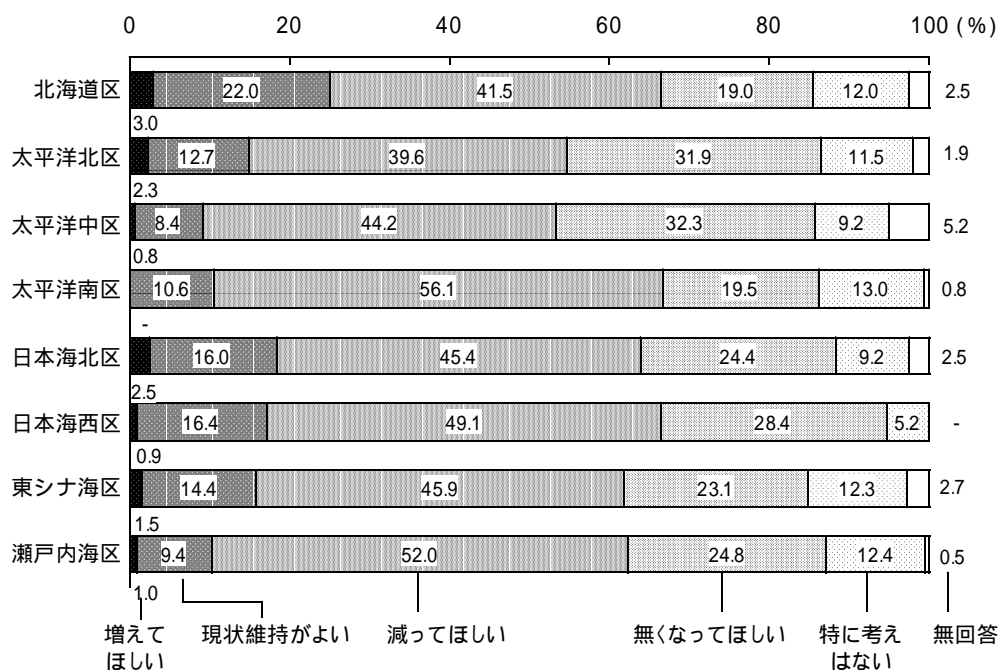
- (1) 操業海域において、採捕活動を行うプレジャーボートの隻数が今後どうなっ
てほしいかは、「減ってほしい」が45.8%と最も高く、次いで「無くなってほし
い」が25.9%、「現状維持がよい」が13.5%、「増えてほしい」が1.6%となっ
ている。

図13-1 操業海域におけるプレジャーボートの隻数に関する意識



- (2) これを大海区別にみると、すべての海区において「減ってほしい」が最も高
くなっている。

図13-2 大海区別



【 統 計 表 】

1 プレジャーボートによる採捕活動に関する意識について

区 分	回 答 者 数	計	歓迎する	どちらか といえば 歓迎する	どちらか といえば 迷惑
計	1 604	100.0	2.4	2.9	43.3
人					
主 な 漁 業 種 類 別					
漁 船 漁 業	2 161	100.0	2.5	2.8	42.0
海 面 養 殖 業	443	100.0	2.3	3.4	46.5
大 海 区 別					
北 海 道 区	200	100.0	2.5	4.0	53.5
太 平 洋 北 区	260	100.0	3.5	3.1	38.5
太 平 洋 中 区	251	100.0	1.6	2.4	37.1
太 平 洋 南 区	123	100.0	3.3	0.8	56.9
日 本 海 北 区	119	100.0	3.4	5.0	52.9
日 本 海 西 区	116	100.0	2.6	1.7	31.9
東 シ ナ 海 区	333	100.0	2.1	4.8	45.0
瀬 戸 内 海 区	202	100.0	1.5	-	36.6
農 政 局 等 別					
北 海 道	200	100.0	2.5	4.0	53.5
東 北	283	100.0	3.2	3.5	39.6
関 東	123	100.0	1.6	-	34.1
北 陸	109	100.0	3.7	4.6	48.6
東 海	136	100.0	1.5	4.4	39.7
近 畿	96	100.0	2.1	-	39.6
中 国 四 国	273	100.0	2.9	0.7	42.9
九 州 ・ 沖 縄	384	100.0	1.8	4.2	44.5

単位：%

迷惑	わからない	無回答	区分
43.1	7.1	1.1	1
43.8	7.9	0.9	2
41.3	5.0	1.6	3
29.0	8.0	3.0	4
44.6	8.1	2.3	5
53.0	5.2	0.8	6
33.3	5.7	-	7
34.5	3.4	0.8	8
56.9	6.0	0.9	9
37.5	9.9	0.6	10
55.4	6.4	-	11
29.0	8.0	3.0	12
43.5	8.1	2.1	13
56.1	7.3	0.8	14
39.4	1.8	1.8	15
50.7	2.9	0.7	16
53.1	5.2	-	17
46.2	7.3	-	18
39.8	9.1	0.5	19

2 プレジャーボートによる採捕活動者のマナーに対する意識について

(1) マナーに対する意識

区 分	回 答 者 数	計	良 い	どちらかとい えば良い	普 通	
計	1	1 604	100.0	1.1	1.4	14.0
主 な 漁 業 種 類 別		人				
漁 船 漁 業	2	1 161	100.0	1.2	1.6	13.4
海 面 養 殖 業	3	443	100.0	0.7	1.1	15.6
大 海 区 別						
北 海 道 区	4	200	100.0	1.0	2.5	19.0
太 平 洋 北 区	5	260	100.0	1.5	2.3	13.8
太 平 洋 中 区	6	251	100.0	0.8	0.4	7.6
太 平 洋 南 区	7	123	100.0	0.8	1.6	11.4
日 本 海 北 区	8	119	100.0	-	3.4	22.7
日 本 海 西 区	9	116	100.0	0.9	1.7	12.1
東 シ ナ 海 区	10	333	100.0	1.8	0.6	17.4
瀬 戸 内 海 区	11	202	100.0	0.5	0.5	8.9
農 政 局 等 別						
北 海 道	12	200	100.0	1.0	2.5	19.0
東 北	13	283	100.0	1.4	2.5	13.8
関 東	14	123	100.0	0.8	-	7.3
北 陸	15	109	100.0	-	2.8	20.2
東 海	16	136	100.0	0.7	0.7	8.8
近 畿	17	96	100.0	1.0	-	3.1
中 国 四 国	18	273	100.0	0.7	1.5	14.7
九 州 ・ 沖 縄	19	384	100.0	1.6	0.8	15.9

単位：%

どちらかといえは悪い	悪い	わからない	無回答	区分
41.4	35.2	6.6	0.3	1
40.5	35.7	7.4	0.3	2
43.8	34.1	4.5	0.2	3
43.0	22.0	11.5	1.0	4
39.2	35.4	7.7	-	5
38.6	47.4	4.8	0.4	6
56.1	26.0	4.1	-	7
37.0	33.6	2.5	0.8	8
41.4	39.7	4.3	-	9
40.5	31.2	8.1	0.3	10
41.1	43.6	5.4	-	11
43.0	22.0	11.5	1.0	12
39.6	35.3	7.4	-	13
35.0	51.2	5.7	-	14
39.4	33.9	2.8	0.9	15
40.4	44.9	3.7	0.7	16
49.0	39.6	7.3	-	17
44.7	34.4	4.0	-	18
40.6	33.3	7.6	0.3	19

2 プレジャーボートによる採捕活動者のマナーに対する意識について（つづき）

（２） マナーが悪いと考える理由（複数回答）

区 分	回答者数	計	密漁や乱獲による資源への悪影響	まき餌やゴミによる漁場汚染	定置網や養殖施設の破損
計	1	1 229	58.2	56.6	21.3
人					
主 な 漁 業 種 類 別					
漁 船 漁 業	2	884	61.7	59.8	16.7
海 面 養 殖 業	3	345	49.3	48.1	33.0
大 海 区 別					
北 海 道 区	4	130	54.6	41.5	25.4
太 平 洋 北 区	5	194	65.5	40.2	34.0
太 平 洋 中 区	6	216	53.2	55.6	19.9
太 平 洋 南 区	7	101	67.3	70.3	9.9
日 本 海 北 区	8	84	59.5	57.1	25.0
日 本 海 西 区	9	94	62.8	70.2	9.6
東 シ ナ 海 区	10	239	56.5	65.3	17.6
瀬 戸 内 海 区	11	171	52.6	59.6	22.2
農 政 局 等 別					
北 海 道	12	130	54.6	41.5	25.4
東 北	13	212	66.5	41.0	33.0
関 東	14	106	58.5	51.9	24.5
北 陸	15	80	58.8	61.3	22.5
東 海	16	116	47.4	57.8	16.4
近 畿	17	85	56.5	67.1	10.6
中 国 四 国	18	216	58.3	65.3	18.1
九 州 ・ 沖 縄	19	284	58.1	65.1	16.9

注：（１）マナーに対する意識で「どちらかといえば悪い」又は「悪い」を選択した者の回答である。

単位：%

漁場への立ち入りによる操業の支障	プレジャーボートの不法係留や放置	公共施設（堤防、護岸等）の破損	漁港区域等への無断駐車やゴミの投棄	その他	無回答	区分
53.0	23.4	3.5	58.9	2.6	0.2	1
53.4	21.7	3.7	55.8	2.7	0.2	2
51.9	27.5	2.9	67.0	2.3	0.3	3
43.1	18.5	6.2	78.5	0.8	0.8	4
43.3	23.2	2.1	73.2	3.1	-	5
57.9	26.9	2.3	51.9	3.2	-	6
46.5	18.8	4.0	59.4	1.0	-	7
56.0	17.9	4.8	51.2	3.6	-	8
61.7	19.1	1.1	56.4	3.2	-	9
54.0	27.2	4.2	51.9	2.1	0.8	10
61.4	25.1	4.1	51.5	3.5	-	11
43.1	18.5	6.2	78.5	0.8	0.8	12
45.3	22.2	2.8	70.8	3.3	-	13
62.3	26.4	1.9	41.5	1.9	-	14
56.3	18.8	3.8	52.5	2.5	-	15
53.4	27.6	2.6	62.1	4.3	-	16
51.8	28.2	2.4	69.4	-	-	17
60.2	20.4	3.2	49.5	4.6	-	18
53.5	25.7	4.2	52.1	1.8	0.7	19

3 漁協によるマナー周知活動に対する意識について

区 分	回答者数	計	行っている	どちらかといえ ば行っている	どちらかといえ ば行っていない
計	1 604	100.0	9.0	15.2	30.4
人					
主 な 漁 業 種 類 別					
漁 船 漁 業	2 161	100.0	9.2	14.9	29.5
海 面 養 殖 業	443	100.0	8.6	16.0	32.5
大 海 区 別					
北 海 道 区	200	100.0	11.5	13.0	24.5
太 平 洋 北 区	260	100.0	8.8	16.5	31.5
太 平 洋 中 区	251	100.0	9.6	17.1	30.7
太 平 洋 南 区	123	100.0	5.7	17.1	41.5
日 本 海 北 区	119	100.0	9.2	20.2	24.4
日 本 海 西 区	116	100.0	10.3	16.4	35.3
東 シ ナ 海 区	333	100.0	10.2	13.2	29.1
瀬 戸 内 海 区	202	100.0	5.4	11.9	30.2
農 政 局 等 別					
北 海 道	200	100.0	11.5	13.0	24.5
東 北	283	100.0	8.5	17.3	31.1
関 東	123	100.0	10.6	22.8	26.8
北 陸	109	100.0	8.3	18.3	27.5
東 海	136	100.0	9.6	11.8	33.8
近 畿	96	100.0	12.5	18.8	32.3
中 国 四 国	273	100.0	5.9	13.6	34.4
九 州 ・ 沖 縄	384	100.0	9.1	13.0	30.2

単位：%

行っていない	わからない	無回答	区分
32.9	12.0	0.6	1
32.3	13.4	0.6	2
34.3	8.1	0.5	3
31.5	17.5	2.0	4
31.5	11.2	0.4	5
32.7	9.6	0.4	6
25.2	10.6	-	7
37.0	8.4	0.8	8
26.7	11.2	-	9
33.6	13.2	0.6	10
40.6	11.9	-	11
31.5	17.5	2.0	12
31.8	11.0	0.4	13
30.1	9.8	-	14
37.6	7.3	0.9	15
35.3	8.8	0.7	16
29.2	7.3	-	17
32.6	13.6	-	18
34.1	13.0	0.5	19

4 プレジャーボートによる採捕活動の規制に関する意識について

区 分	回 答 者 数	計	規制を強化 するべき	規制を緩和 するべき	そ の 他	
計	1	1 604	100.0	74.9	5.2	3.7
		人				
主 な 漁 業 種 類 別						
漁 船 漁 業	2	1 161	100.0	74.2	5.8	3.5
海 面 養 殖 業	3	443	100.0	76.7	3.8	4.3
大 海 区 別						
北 海 道 区	4	200	100.0	66.0	6.5	5.5
太 平 洋 北 区	5	260	100.0	78.5	4.6	3.5
太 平 洋 中 区	6	251	100.0	78.5	2.8	4.0
太 平 洋 南 区	7	123	100.0	78.9	5.7	2.4
日 本 海 北 区	8	119	100.0	73.9	7.6	5.0
日 本 海 西 区	9	116	100.0	80.2	2.6	5.2
東 シ ナ 海 区	10	333	100.0	69.4	8.7	3.0
瀬 戸 内 海 区	11	202	100.0	79.2	2.0	2.5
農 政 局 等 別						
北 海 道	12	200	100.0	66.0	6.5	5.5
東 北	13	283	100.0	78.8	4.9	3.2
関 東	14	123	100.0	84.6	1.6	1.6
北 陸	15	109	100.0	75.2	6.4	5.5
東 海	16	136	100.0	74.3	3.7	5.9
近 畿	17	96	100.0	87.5	2.1	4.2
中 国 四 国	18	273	100.0	74.0	4.0	3.7
九 州 ・ 沖 縄	19	384	100.0	71.4	7.8	2.6

単位：%

特に 考えはない	無 回 答	区 分
15.0	1.1	1
15.4	1.0	2
13.8	1.4	3
20.0	2.0	4
12.7	0.8	5
12.0	2.8	6
13.0	-	7
11.8	1.7	8
12.1	-	9
18.3	0.6	10
15.8	0.5	11
20.0	2.0	12
12.4	0.7	13
10.6	1.6	14
11.0	1.8	15
12.5	3.7	16
5.2	1.0	17
18.3	-	18
17.7	0.5	19

5 トラブル解決に関する調整を行うべき機関について（複数回答）

区 分	回 答 者 数	計	水産庁	都道府県 ・ 市区町村	海区漁業 調整委員会
計	1	1 604	42.8	35.3	38.0
		人			
主 な 漁 業 種 類 別					
漁 船 漁 業	2	1 161	42.4	34.8	38.9
海 面 養 殖 業	3	443	43.8	36.8	35.4
大 海 区 別					
北 海 道 区	4	200	43.0	43.0	30.0
太 平 洋 北 区	5	260	46.2	36.2	43.8
太 平 洋 中 区	6	251	40.6	28.3	33.1
太 平 洋 南 区	7	123	41.5	35.0	42.3
日 本 海 北 区	8	119	33.6	43.7	40.3
日 本 海 西 区	9	116	46.6	32.8	40.5
東 シ ナ 海 区	10	333	36.3	35.7	38.1
瀬 戸 内 海 区	11	202	55.4	31.7	38.6
農 政 局 等 別					
北 海 道	12	200	43.0	43.0	30.0
東 北	13	283	44.9	37.1	44.5
関 東	14	123	42.3	24.4	33.3
北 陸	15	109	35.8	42.2	38.5
東 海	16	136	41.2	31.6	33.1
近 畿	17	96	45.8	29.2	43.8
中 国 四 国	18	273	50.9	33.7	38.8
九 州 ・ 沖 縄	19	384	37.2	35.7	38.3

単位：%

海面利用 協議会	漁協、漁連	事業協同組合	海上保安部署	地域の 任意団体	そ の 他	わからない	無 回 答	区 分
8.7	65.1	7.9	59.2	8.5	1.2	3.1	0.6	1
7.9	65.4	7.8	58.6	9.0	1.2	3.6	0.5	2
10.6	64.3	7.9	60.9	7.2	1.4	1.8	0.9	3
15.5	64.5	6.5	51.5	13.0	0.5	2.0	2.0	4
6.9	71.2	8.8	53.8	7.3	1.9	2.3	0.4	5
9.6	59.8	8.4	64.9	6.0	2.0	4.8	0.8	6
7.3	67.5	5.7	64.2	4.9	0.8	1.6	-	7
7.6	71.4	8.4	50.4	14.3	1.7	1.7	0.8	8
5.2	67.2	6.0	67.2	9.5	-	3.4	-	9
8.1	68.5	8.4	56.5	7.2	1.2	4.5	0.6	10
7.4	52.5	8.4	68.8	9.4	1.0	2.5	-	11
15.5	64.5	6.5	51.5	13.0	0.5	2.0	2.0	12
7.4	71.0	9.2	52.3	6.7	2.1	2.5	0.4	13
11.4	54.5	4.9	63.4	7.3	1.6	7.3	-	14
8.3	69.7	6.4	57.8	18.3	0.9	0.9	0.9	15
7.4	64.0	11.0	66.2	4.4	2.2	2.2	1.5	16
5.2	69.8	6.3	72.9	7.3	-	-	-	17
6.6	59.3	7.3	66.3	8.4	1.1	2.9	-	18
8.1	66.4	8.6	56.5	7.0	1.0	4.7	0.5	19

6 望ましいと考える規制のあり方について

(1) 望ましいと考える規制のあり方

区 分	回答者数	計	採捕活動に規制(量、水域、時期)を設ける	プレジャーボート関係には、漁場を一切利用させない	規制は設けず、自由に採捕活動を行わせる	
計	1	1 604	100.0	55.4	31.4	2.7
人						
主 な 漁 業 種 類 別						
漁 船 漁 業	2	1 161	100.0	53.0	32.9	3.4
海 面 養 殖 業	3	443	100.0	61.6	27.3	1.1
大 海 区 別						
北 海 道 区	4	200	100.0	62.5	22.5	2.5
太 平 洋 北 区	5	260	100.0	56.9	33.1	2.7
太 平 洋 中 区	6	251	100.0	51.0	37.8	2.0
太 平 洋 南 区	7	123	100.0	54.5	31.7	3.3
日 本 海 北 区	8	119	100.0	59.7	29.4	2.5
日 本 海 西 区	9	116	100.0	56.0	32.8	3.4
東 シ ナ 海 区	10	333	100.0	54.7	28.2	3.3
瀬 戸 内 海 区	11	202	100.0	50.5	35.1	2.5
農 政 局 等 別						
北 海 道	12	200	100.0	62.5	22.5	2.5
東 北	13	283	100.0	58.0	31.8	2.8
関 東	14	123	100.0	44.7	45.5	1.6
北 陸	15	109	100.0	55.0	34.9	1.8
東 海	16	136	100.0	55.9	32.4	2.2
近 畿	17	96	100.0	49.0	40.6	3.1
中 国 四 国	18	273	100.0	56.8	28.6	3.7
九 州 ・ 沖 縄	19	384	100.0	53.6	29.4	2.9

単位：%

その他	わからない	無回答	区分
1.8	8.0	0.7	1
1.9	8.4	0.5	2
1.6	7.2	1.1	3
2.0	8.5	2.0	4
1.2	5.8	0.4	5
1.6	6.8	0.8	6
1.6	8.9	-	7
1.7	5.9	0.8	8
0.9	6.9	-	9
3.0	9.9	0.9	10
1.5	10.4	-	11
2.0	8.5	2.0	12
1.4	5.7	0.4	13
0.8	7.3	-	14
0.9	6.4	0.9	15
2.2	5.9	1.5	16
-	7.3	-	17
1.5	9.5	-	18
3.1	10.2	0.8	19

6 望ましいと考える規制のあり方について（つづき）

（２）必要と思う規制内容

区 分	回答者数	計	採捕活動が可能な限定採捕量を設ける	採捕活動が可能な限定採捕水域を設ける	採捕活動が可能な限定採捕時期を設ける	
計	1	888	100.0	16.6	54.5	26.0
人						
主 な 漁 業 種 類 別						
漁 船 漁 業	2	615	100.0	18.0	52.5	26.5
海 面 養 殖 業	3	273	100.0	13.2	59.0	24.9
大 海 区 別						
北 海 道 区	4	125	100.0	26.4	40.8	30.4
太 平 洋 北 区	5	148	100.0	20.3	45.3	31.1
太 平 洋 中 区	6	128	100.0	13.3	57.0	23.4
太 平 洋 南 区	7	67	100.0	10.4	73.1	14.9
日 本 海 北 区	8	71	100.0	7.0	64.8	28.2
日 本 海 西 区	9	65	100.0	18.5	60.0	16.9
東 シ ナ 海 区	10	182	100.0	17.6	50.0	30.8
瀬 戸 内 海 区	11	102	100.0	10.8	66.7	19.6
農 政 局 等 別						
北 海 道	12	125	100.0	26.4	40.8	30.4
東 北	13	164	100.0	18.3	48.2	30.5
関 東	14	55	100.0	20.0	60.0	12.7
北 陸	15	60	100.0	8.3	58.3	31.7
東 海	16	76	100.0	9.2	55.3	30.3
近 畿	17	47	100.0	17.0	72.3	10.6
中 国 四 国	18	155	100.0	12.3	66.5	18.1
九 州 ・ 沖 縄	19	206	100.0	16.5	51.9	29.6

注：（１）望ましいと考える規制のあり方で「採捕活動に規制を設ける」を選択した者の回答である。

単位：%

その他	無回答	区分
1.9	1.0	1
2.1	0.8	2
1.5	1.5	3
0.8	1.6	4
0.7	2.7	5
3.9	2.3	6
1.5	-	7
-	-	8
4.6	-	9
1.6	-	10
2.9	-	11
0.8	1.6	12
0.6	2.4	13
5.5	1.8	14
1.7	-	15
2.6	2.6	16
-	-	17
3.2	-	18
1.9	-	19

7 水産資源を適正かつ持続的に利用するために必要な取組みについて（複数回

区 分	回答者数	計	メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）による広報活動	釣具店でのポスター等の掲示や店員が周知を行う	プレジャーボート係留地でのポスター等の掲示	
計	1	1 604	100.0	51.4	30.4	30.0
人						
主 な 漁 業 種 類 別						
漁 船 漁 業	2	1 161	100.0	49.9	27.9	30.5
海 面 養 殖 業	3	443	100.0	55.3	37.0	28.9
大 海 区 別						
北 海 道 区	4	200	100.0	58.0	22.5	32.0
太 平 洋 北 区	5	260	100.0	47.7	39.2	33.1
太 平 洋 中 区	6	251	100.0	47.8	25.5	26.3
太 平 洋 南 区	7	123	100.0	52.0	39.0	28.5
日 本 海 北 区	8	119	100.0	52.1	34.5	26.1
日 本 海 西 区	9	116	100.0	47.4	25.0	33.6
東 シ ナ 海 区	10	333	100.0	53.2	30.9	31.5
瀬 戸 内 海 区	11	202	100.0	52.5	27.7	27.7
農 政 局 等 別						
北 海 道	12	200	100.0	58.0	22.5	32.0
東 北	13	283	100.0	50.2	39.6	31.4
関 東	14	123	100.0	52.0	17.9	25.2
北 陸	15	109	100.0	47.7	31.2	31.2
東 海	16	136	100.0	43.4	30.9	27.2
近 畿	17	96	100.0	49.0	21.9	30.2
中 国 四 国	18	273	100.0	52.7	34.8	27.8
九 州 ・ 沖 縄	19	384	100.0	52.1	30.5	31.8

答)

単位：%

見回り船による漁場の監視及び違反時の通報体制の確立	行政機関が集会を開き周知を行う	小型船舶操縦士の免許更新時に行うマナー啓発に関する講習の内容を強化する	その他	わからない	無回答	区分
52.6	30.2	61.3	1.7	3.9	2.9	1
52.8	31.5	59.8	1.4	4.8	2.8	2
51.9	26.9	65.2	2.5	1.6	2.9	3
47.5	31.5	65.0	0.5	2.0	3.5	4
56.2	31.2	56.9	1.9	2.7	2.7	5
53.0	25.1	64.5	1.6	4.0	6.0	6
56.9	26.8	59.3	2.4	4.9	0.8	7
49.6	39.5	60.5	0.8	2.5	2.5	8
61.2	37.9	67.2	1.7	1.7	0.9	9
48.9	27.3	55.3	1.8	6.3	2.7	10
52.5	31.2	67.3	2.5	5.0	1.5	11
47.5	31.5	65.0	0.5	2.0	3.5	12
55.1	30.7	58.0	1.4	3.2	2.1	13
56.1	25.2	57.7	1.6	7.3	4.9	14
52.3	38.5	63.3	1.8	0.9	3.7	15
50.7	25.7	69.9	2.2	0.7	7.4	16
66.7	35.4	59.4	-	3.1	2.1	17
54.2	31.1	65.9	2.9	4.4	0.4	18
48.2	28.1	56.5	1.8	6.3	2.6	19

8 規制に関する認知度について

単位：%

区 分	回答者数	計	知っている	知らない	無 回 答	区分
計	1 604	100.0	29.2	68.1	2.7	1
人						
主 な 漁 業 種 類 別						
漁 船 漁 業	1 161	100.0	29.7	67.5	2.8	2
海 面 養 殖 業	443	100.0	27.8	69.5	2.7	3
大 海 区 別						
北 海 道 区	200	100.0	32.0	65.5	2.5	4
太 平 洋 北 区	260	100.0	26.2	71.5	2.3	5
太 平 洋 中 区	251	100.0	25.9	69.3	4.8	6
太 平 洋 南 区	123	100.0	33.3	65.0	1.6	7
日 本 海 北 区	119	100.0	24.4	73.1	2.5	8
日 本 海 西 区	116	100.0	41.4	57.8	0.9	9
東 シ ナ 海 区	333	100.0	27.9	68.8	3.3	10
瀬 戸 内 海 区	202	100.0	29.7	68.3	2.0	11
農 政 局 等 別						
北 海 道	200	100.0	32.0	65.5	2.5	12
東 北	283	100.0	26.1	72.1	1.8	13
関 東	123	100.0	24.4	70.7	4.9	14
北 陸	109	100.0	26.6	69.7	3.7	15
東 海	136	100.0	27.2	67.6	5.1	16
近 畿	96	100.0	42.7	56.3	1.0	17
中 国 四 国	273	100.0	30.8	68.1	1.1	18
九 州 ・ 沖 縄	384	100.0	28.4	68.2	3.4	19

9 操業海域におけるプレジャーボートの隻数に関する意識について

区 分	回 答 者 数	計	増えてほしい	現状維持 がよい	減ってほしい	
計	1	1 604	100.0	1.6	13.5	45.8
人						
主 な 漁 業 種 類 別						
漁 船 漁 業	2	1 161	100.0	1.6	13.1	45.6
海 面 養 殖 業	3	443	100.0	1.4	14.4	46.5
大 海 区 別						
北 海 道 区	4	200	100.0	3.0	22.0	41.5
太 平 洋 北 区	5	260	100.0	2.3	12.7	39.6
太 平 洋 中 区	6	251	100.0	0.8	8.4	44.2
太 平 洋 南 区	7	123	100.0	-	10.6	56.1
日 本 海 北 区	8	119	100.0	2.5	16.0	45.4
日 本 海 西 区	9	116	100.0	0.9	16.4	49.1
東 シ ナ 海 区	10	333	100.0	1.5	14.4	45.9
瀬 戸 内 海 区	11	202	100.0	1.0	9.4	52.0
農 政 局 等 別						
北 海 道	12	200	100.0	3.0	22.0	41.5
東 北	13	283	100.0	2.5	12.4	40.3
関 東	14	123	100.0	0.8	5.7	40.7
北 陸	15	109	100.0	0.9	16.5	47.7
東 海	16	136	100.0	1.5	10.3	47.1
近 畿	17	96	100.0	-	6.3	57.3
中 国 四 国	18	273	100.0	1.1	13.6	50.9
九 州 ・ 沖 縄	19	384	100.0	1.3	14.3	46.4

単位：%

無くなってほしい	特に考えはない	無回答	区分
25.9	11.0	2.3	1
26.6	10.9	2.2	2
23.9	11.3	2.5	3
19.0	12.0	2.5	4
31.9	11.5	1.9	5
32.3	9.2	5.2	6
19.5	13.0	0.8	7
24.4	9.2	2.5	8
28.4	5.2	-	9
23.1	12.3	2.7	10
24.8	12.4	0.5	11
19.0	12.0	2.5	12
32.2	11.3	1.4	13
40.7	7.3	4.9	14
23.9	8.3	2.8	15
25.0	10.3	5.9	16
25.0	10.4	1.0	17
22.7	11.7	-	18
23.4	12.0	2.6	19

【参考】 調査票

秘
農林水産省

平成15年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査 プレジャーボートによる水産動植物の採捕に関する 意向調査票 (平成15年12月)

〔基本指標〕 (農林水産省職員が記入します。)

	取りまとめセンター等	通し番号	大海区	主とする漁業種類
コード	：	：	：	：

プレジャーボートの保有隻数の増加に伴い、プレジャーボートを使用して水産動植物を採捕する者の増加や行動範囲の広域化が進み、漁業者との間で、資源管理やマナー等に関するトラブルが発生しています。

一方、プレジャーボートを使用して水産動植物を採捕する者については組織化が進んでいないため、漁場利用等の調整が進まない状況にあります。

このため、本調査は、漁業者の皆様がプレジャーボートによる水産動植物の採捕について、どのようなお考えを持たれているのかを把握することにより、採捕者に対する効果的な啓発や管理方法の検討を進めるための資料とするために実施いたします。

調査結果は、個人の秘密を厳守し、調査の目的以外には絶対に使用することはありませんので、是非ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

なお、この調査は、第10次漁業センサスで、総トン数10T未満の漁船漁業または養殖業を営み、かつ漁獲物(収獲物)の販売実績があった漁家の方を対象として実施するものです。

また、調査についてご不明な点がございましたら、お手数ですが、次の問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先	農政局	統計・情報センター
担当者:	_____	
電話番号:	_____ () _____	
Eメールアドレス:	_____	

問1 プレジャーボートによる採捕活動について、どう考えますか。
(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 歓迎する
- 2 どちらかといえば歓迎する
- 3 どちらかといえば迷惑
- 4 迷惑
- 5 わからない

回答欄	
-----	--

問2 プレジャーボートにより採捕活動を行っている者のマナーについて、どう考えますか。
(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 良い
- 2 どちらかといえば良い
- 3 普通
- 4 どちらかといえば悪い
- 5 悪い
- 6 わからない

回答欄	
-----	--

【問2で、「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答した方にお聞きします。】

問3 マナーが悪いと考える理由はどれですか。
(該当する番号を3つまで選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 密漁や乱獲による資源への悪影響
- 2 まき餌やゴミによる漁場汚染
- 3 定置網や養殖施設の破損
- 4 漁場への立ち入りによる操業の支障
- 5 プレジャーボートの不法係留や放置
- 6 公共施設(堤防、護岸等)の破損
- 7 漁港区域等への無断駐車やゴミの投棄
- 8 その他(具体的に

回答欄			
-----	--	--	--

問4 プレジャーボートにより採捕活動を行う者に対して、漁協はマナーに関する周知活動を行っていると思いますか。
(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 行っている
- 2 どちらかといえば行っている
- 3 どちらかといえば行っていない
- 4 行っていない
- 5 わからない

回答欄	
-----	--

問5 プレジャーボートによる採捕活動の規制に対し、どのように考えますか。
(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 規制を強化すべき
- 2 規制を緩和すべき
- 3 その他(具体的に
- 4 特に考えはない

)

回答欄	
-----	--

問6 プレジャーボートによる採捕活動と漁業とのトラブル解決、現状改正等のための規制に関する調整を行う主体は、どの機関が適当と考えますか。
(該当する番号を3つまで選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 水産庁
- 2 都道府県・市区町村
- 3 海区漁業調整委員会
- 4 海面利用協議会
- 5 漁協、漁連
- 6 事業協同組合
- 7 海上保安部署
- 8 地域の任意団体
- 9 その他(具体的に
- 10 わからない

)

回答欄			
-----	--	--	--

問7 漁業との関係で、プレジャーボートによる採捕活動のあり方について、どのような規制が望ましいと考えますか。
(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 採捕活動に規制(量、水域、時期等)を設ける
- 2 プレジャーボート関係には、漁場を一切利用させない
- 3 規制は設けず、自由に採捕活動を行わせる
- 4 その他(具体的に
- 5 わからない

)

回答欄	
-----	--

【問7で「採捕活動に規制(量、水域、時期等)を設ける」と答えた方にお聞きします。】
問8 必要と思う規制はどれですか。
(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 採捕活動が可能な限定採捕量を設ける
- 2 採捕活動が可能な限定採捕水域を設ける
- 3 採捕活動が可能な限定採捕時期を設ける
- 4 その他(具体的に

)

回答欄	
-----	--

問9 プレジャーボートにより採捕活動を行う者に水産資源を適正かつ持続的に利用するためには、どのような取組が必要と考えますか。

(該当する番号を3つまで選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 メディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等)による広報活動
- 2 釣具店でのポスター等の掲示や店員が周知を行う
- 3 プレジャーボート係留地でのポスター等の掲示
- 4 見回り船による漁場の監視及び違反時の通報体制の確立
- 5 行政機関が集会を開き周知を行う
- 6 小型船舶操縦士の免許更新時に行うマナー啓発に関する講習の内容を強化する
- 7 その他(具体的に)
- 8 わからない

回答欄			
-----	--	--	--

問10 都道府県の漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、プレジャーボートによる採捕活動への規制が可能であることを知っていますか。

(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 知っている
- 2 知らない

回答欄	
-----	--

問11 今後、あなたの操業海域において採捕活動を行うプレジャーボートの隻数はどのようになってほしいと考えますか。

(最も当てはまる番号を1つ選択して回答欄にご記入下さい。)

- 1 増えてほしい
- 2 現状維持がよい
- 3 減ってほしい
- 4 無くなってほしい
- 5 特に考えはない

回答欄	
-----	--

その他ご意見等がありましたら、以下にご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが同封しました返信用封筒によりご返送ください。

以下は農林水産省のホームページアドレスです。農林水産業に関する情報収集にお役立て下さい。
農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

【利用上の注意】

1 調査の内容

本調査は、プレジャーボートにより水産動植物を採捕する者に対する効果的な啓発や管理方法の検討を進めるための資料とするため、漁業者がプレジャーボートによる水産動植物の採捕について、どのように考えているのかを把握したものである。

2 調査対象

第10次漁業センサスにおける、総トン数10T未満の漁船漁業または養殖業を営み、漁獲物（収獲物）の販売実績があった個人漁業経営体のうち、主とする漁業種類が内水面漁業・養殖業以外の経営体の代表者

3 標本抽出等

主とする漁業種類別構成割合に応じて整理したリストから、系統抽出法により3,000世帯を抽出した。

4 実施時期

平成16年1月上旬～1月下旬

5 調査方法

地方農政局、地方農政局取りまとめ統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、北海道取りまとめ統計・情報センター及び沖縄総合事務局からの郵送調査により行った。

6 調査票の回収率等

配付者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
3,000	1,604	53.5

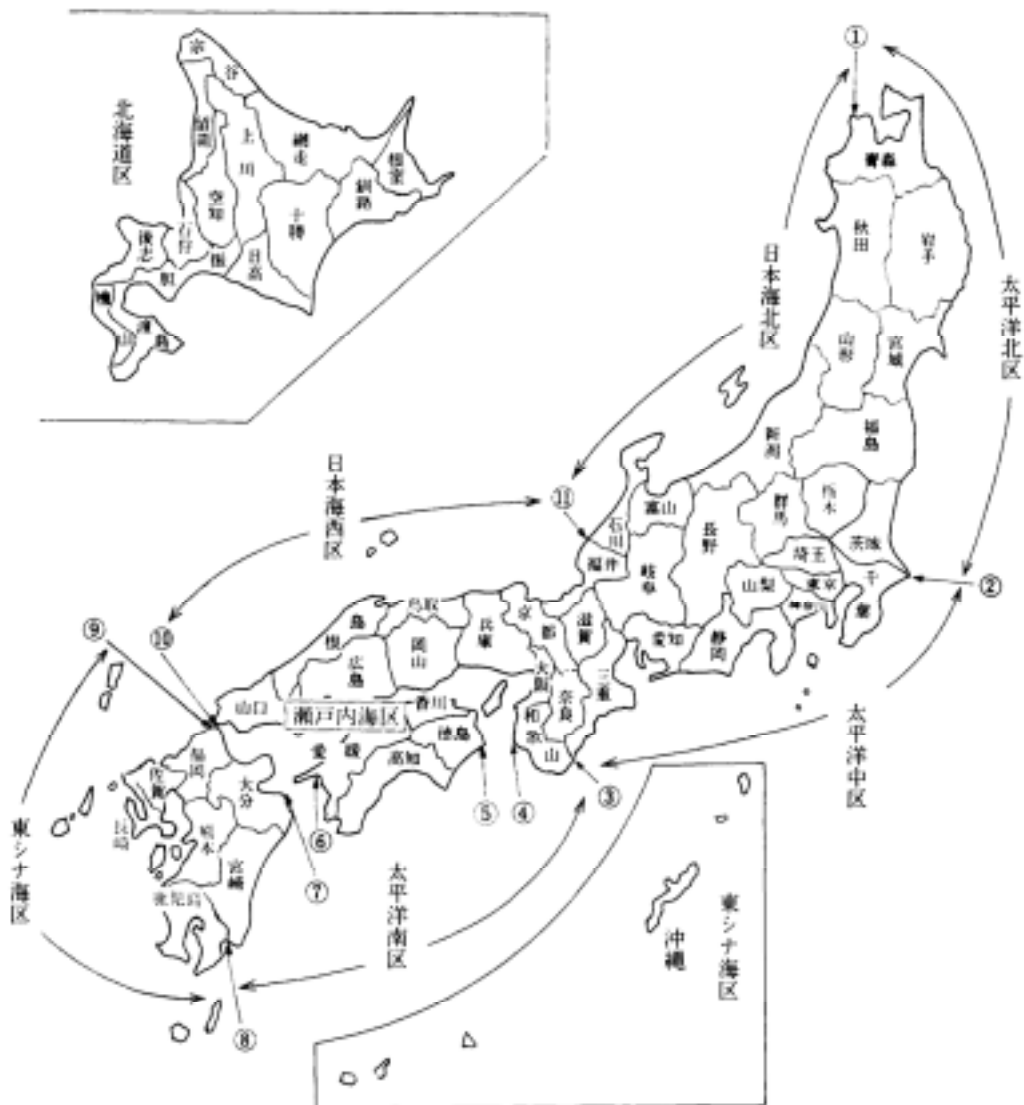
7 用語の説明等

- (1) プレジャーボートとは、ヨット、モーターボート、クルーザー等の海洋レジャーに使用する船舶のことである。
- (2) 主とする漁業種類は、第10次漁業センサスにおける販売金額第1位の漁業種類を区分したものである。

(3) 大海区の区分は次のとおりである。

大海区・大海区別都道府県区分図

(水域区分ではなく、地域区分である)



青森県東津軽郡三厩村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界

茨城県と千葉県境界

三重県と和歌山県境界

和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界

徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界

愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界

大分県北部郡佐賀関町佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界

宮崎県と鹿児島県境界

福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界

山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界

石川県と福井県境界

(4) 農政局等の区分は次のとおりである。

北海道：北海道
 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東：茨城、千葉、東京、神奈川、静岡
 北陸：新潟、富山、石川、福井
 東海：愛知、三重
 近畿：京都、大阪、兵庫、和歌山
 中国四国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(5) 統計表の各回答率は、各設問（各区分）の有効回答者数計を 100.0とする割合である。

なお、標本誤差は回答者数と回答率によって異なっており、回答者数別の標本誤差の範囲（95%は信頼できる誤差の範囲）は、おおむね次のとおりであり、利用に当たっては注意願いたい。

標本誤差の範囲とは、例えば、ある選択肢の回答率が50%の場合、2,000戸を取りまとめた結果では、同調査（2,000戸を取りまとめ）を100回行ううちの95回は、47.8%～52.2%（50%の上下2.2%）の範囲の中に収まるというものである。

回答率 回答者数	10% (又は90%)	20% (又は80%)	30% (又は70%)	40% (又は60%)	50%
2,000	± 1.3	± 1.8	± 2.0	± 2.1	± 2.2
1,500	± 1.5	± 2.0	± 2.3	± 2.5	± 2.5
1,000	± 1.9	± 2.5	± 2.8	± 3.0	± 3.1
500	± 2.6	± 3.5	± 4.0	± 4.3	± 4.4
300	± 3.4	± 4.5	± 5.2	± 5.5	± 5.7
100	± 5.9	± 7.8	± 9.0	± 9.6	± 9.8
50	± 8.3	±11.1	±12.7	±13.6	±13.9
40	± 9.3	±12.4	±14.2	±15.2	±15.5

注：標本誤差の範囲は、 $\pm 1.96 \times \sqrt{\frac{\text{回答率} \times (1 - \text{回答率})}{\text{回答者数}}}$ により求めた。

(6) 表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳の積み上げ値は必ずしも一致しない。

(7) 統計表に使用した記号「-」は、事実のないことを表す。

(8) 統計表の数値の中には、回答者数の少ないものもあるので、利用に当たっては、十分注意されたい。

連絡先
 農林水産省 大臣官房 情報課 業務第2班
 電話（代表） 03(3502)8111 内線2577
 （直通） 03(3502)8449

この資料は、農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の「施策の動き・情報 食と農林水産業の地域情報・意向調査」で御覧いただけます。